

## 国立大学法人鹿屋体育大学役員退職手当規則

〔平成16年4月1日〕  
規則第19号  
改正 平成16年11月4日  
規則第53号  
平成18年3月24日  
規則第8号  
平成20年11月6日  
規則第22号  
平成25年1月21日  
規則第1号  
平成29年12月21日  
規則第30号

### (総則)

第1条 国立大学法人鹿屋体育大学の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給については、この規則の定めるところによる。

### (退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。ただし、役員が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第2項及び第3項の規定により解任されたとき（同条第2項第1号の規定により解任されたときを除く。）は、当該役員には退職手当を支給しない。

2 退職手当は、法令に基づきその者の退職手当から控除すべきものの全額を控除し、特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

### (退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、解任され又は死亡した日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に100分の83.7を乗じて得た額とする。ただし、第5条第1項及び第7条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額に100分の83.7を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、当該役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会の議を経て、これを増額し、又は減額することができる。

### (在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

- 2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第5条 役員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条第1項ただし書の適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、学長が別に定める。
- 3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規則の規定による退職手当は、支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における本給月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての本給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、学長が別に定める。

(職員との在職期間の通算)

第6条 役員が引き続いて職員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

- 2 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて職員（非常勤を除く。）となった場合においては、この規則の規定による退職手当は、支給しない。
- 3 第1項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず役員退職時の本給月額に、役員としての引き続いた在職期間を国立大学法人鹿屋体育大学職員退職手当規則（平成16年規則第26号。以下「職員退職手当規則」という。）第10条第1項に規定する在職期間とみなし、同規則の規定により算出した支給率を乗じて得た額とする。
- 4 前項に規定する役員に対する退職手当については、当該役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(再任等の場合の取扱)

第7条 役員が、任期満了の日又はその翌日において、再び同一の役職の役員に任命され

たときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、役員死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
  - (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位とする。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員との親等の近い者を先順位とする。
- 3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときはその人数により等分して支給する。

(遺族からの排除)

第9条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 役員を故意に死亡させた者
- (2) 役員死亡前に、当該役員死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の返納等)

第10条 退職手当の返納等の取扱いについては、職員退職手当規則を準用する。

(端数の処理)

第11条 この規則の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施に必要な事項)

第12条 退職手当の支給手続その他この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平16.11.4規則第53号）

この規則は、平成16年11月4日から施行する。

附 則（平18.3.24規則第8号）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(本給月額取扱い)

第2条 この規則の規定による本給月額については、国立大学法人鹿屋体育大学職員退職手当規則（平成18年規則第9号）附則第2条の例による。

附 則（平20. 11. 6規則第22号）

この規則は、平成20年11月6日から施行する。

附 則（平25. 1. 21規則第1号）

- 1 この規則は、平成25年1月21日から施行し、平成25年1月1日から適用する。
- 2 第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則（平29. 12. 21規則第30号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。